



## 金融商品取引法に基づく開示

- 投資者が自己責任のもと投資判断を行えるため、
- 事業内容、財務内容等の情報が正確、公平かつ適時に開示されることにより、
- 事実を知らないことによる被害から保護

### 「開示書類の種類」

#### 1. 企業内容等に関する開示

- ①発行開示: 有価証券を発行する場合、その発行者が「有価証券届出書」を財務局に提出
- ②継続開示: 流通している有価証券の発行者が定期的に、「有価証券報告書」、「四半期報告書」、「内部統制報告書」等を財務局に提出

2. 上場株券等の保有割合が5%超となった場合は、保有者が「大量保有報告書」を財務局に提出

3. 市場外で株券等を大量に買い集める場合は、買付者が「公開買付届出書」を財務局に提出

【参考】平成23年開示書類受理件数(国内の「会社」が発行したものに係るもの)

「有価証券届出書」354件、「有価証券報告書」4,143件、「四半期報告書」10,966件、「大量保有報告書」(変更報告書を含む)8,530件、「公開買付届出書」67件

○原則として、「開示書類」は、インターネットを通じ、EDINET(電子開示システム)を使用し、提出される。

(稼働時間9:00~17:15 止むを得ない場合には17:00までの連絡を前提に19:00まで延長可)

○「開示書類」は、EDINETを通して、誰でも閲覧することができる。(原則、24時間可能)

## 有価証券報告書の記載内容

- 有価証券報告書は、事業年度終了後3ヶ月以内に提出することが義務付けられている。
- 有価証券報告書には、企業の概況、事業の状況、株式等の状況、経理の状況などの情報が記載されている。

### 有価証券報告書

#### 第一部 企業情報

- 第1 企業の概況
- 第2 事業の状況
- 第3 設備の状況
- 第4 提出会社の状況（株式等の状況等）

#### 第5 経理の状況

##### 連結財務諸表

- ①連結貸借対照表
- ②連結損益計算書
- ③連結株主資本等変動計算書
- ④連結キャッシュフロー計算書 等

##### (単体) 財務諸表

- ①貸借対照表
- ②損益計算書 等

#### 第6 提出会社の株式事務の概要

#### 第7 提出会社の参考情報

#### 第二部 提出会社の保証会社等の状況

公認会計士又は監査法人による監査証明が必要

## 公開買付制度の概要

金融商品取引所市場外における株券等の買付等で次の①・②に該当する場合は、公開買付けを行わなければならない。

- ① 多数の者(60日間で10名超)からの買付け等 ⇒ 買付け後の株券等所有割合が5%を超える場合
- ② 著しく少数の者(60日間で10名以内)からの買付け等 ⇒ 買付け後の株券等所有割合が3分の1を超える場合

(注)1 金融商品取引所市場外における取引には、金融商品取引所の立会外取引を含む。

2 金融商品取引所市場内外等の取引を組み合わせた急速(3ヶ月)な買付け等(10%超の取得(うち市場外取引が5%超))の後、株券等所有割合が3分の1を超える場合も、公開買付規制の対象となる。

### 投資者への情報開示

#### 公開買付者

「公開買付届出書」における開示

- ・ 買付け等の目的
- ・ 公開買付期間
- ・ 買付予定数量
- ・ 公開買付価格
- ・ 公開買付価格の算定根拠
- ・ 公開買付価格の算定経緯
- ・ 当該発行者の株券等を更に取得する予定の有無 等

#### 対象会社

- ・ 公開買付けに関する意見
- ・ 公開買付者に対する質問 等

### 公開買付期間等

#### 期間の設定

- ・ 20営業日～60営業日の間で公開買付者が選択
- ・ 買付対象者は請求により30営業日までの伸長が可能

#### 公開買付けの撤回

- ・ 対象会社の破産、合併、いわゆる買収防衛策の発動等の場合に容認

#### 買付条件の変更

- ・ 株主に不利な方向での条件変更は認められていない

### 公平な売却機会の確保

#### 均一の条件

- ・ 買付価格は均一の条件でなければならない

#### 別途買付けの禁止

- ・ 公開買付期間中、公開買付者により公開買付けによらない買付けは原則禁止

#### 全部／部分買付け

- ・ 応募株券等の数が買付予定数を上回る場合、按分比例による部分的な買付けを容認
- ・ ただし、買付け後の株券等所有割合が3分の2以上となる場合、全部を買付ける義務

## 大量保有報告制度の概要

株券等に係る大量保有の状況を投資家に迅速に開示するための制度

- ① 上場株券等の保有割合が5%超となった者は、その日から5営業日以内に大量保有報告書を提出しなければならない。
- ② その後、保有割合が1%以上増減した場合には、その日から5営業日以内に変更報告書を提出しなければならない。

### 特例報告制度

証券会社、銀行、信託銀行、保険会社、投信会社、投資顧問会社など、日常の営業活動として大量の株券等の売買を行なっている機関投資家については、事務負担等を考慮し、報告頻度等を軽減している。

提出事由		提出期限
保有割合5%超の場合  (事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為(重要提案行為等)を目的としないものに限る。)	新たに5%超保有	2週間ごとにまとめて5営業日以内に報告
	1%以上の増減があった場合	2週間ごとにまとめて5営業日以内に報告
	10%超の状態から1%以上減少し、10%を下回った場合	5営業日以内に報告(特例報告の対象外)
保有割合10%超の場合	新たに10%超保有	5営業日以内に報告(特例報告の対象外)
	1%以上の増減があった場合	